

4月からの指定自転車駐車場の定期利用（二次募集）

一次募集の後、キャンセルなどで空きがある指定自転車駐車場（駐輪場）の利用者を募集します。対象は、自転車と原動機付自転車（50cc以下）です。一部の駐輪場では、自動二輪車（50cc超125cc以下）も対象となります。

利用期間 4月～来年3月

利用料金 駐輪場により異なる

申込期間 1月6日(水)～14日(木)

申込方法 利用を希望する駅の駐輪場管理棟*または駅がある区の地域振興課で、専用の申込書を記入して提出。電子申請も可。

*東千葉駅駐輪場は千葉駅北口第3・東口第2(地下)駐輪場管理棟、京成検見川駅駐輪場は新検見川駅第10駐輪場管理棟、みどり台駅駐輪場は西千葉駅第1駐輪場管理棟、学園前駅駐輪場はおゆみ野駅第1駐輪場管理棟

受付時間 駐輪場管理棟 月～土曜日7:00～18:00

ただし、稲毛駅第1・2駐輪場管理棟は月～土曜日7:00～18:00、日曜日・祝日9:00～17:00。千葉駅東口第2(地下)駐輪場管理棟は24時間（1月6日(水)は7:00から）

区役所地域振興課 平日8:30～17:30

電子申請 24時間（1月6日(水)は9:00から）

注意事項 郵送での申し込みはできません。

一次募集全てに落選し、二次募集の自動応募を選択した方は申込不要です。ただし、申込内容を変更する場合は、改めて二次募集の申し込みが必要です。

二次募集後も空きがある駐輪場は、3月1日(月)から先着順（海浜幕張駅のみ2月26日(金)から抽選）で三次募集を行います。

申込方法や料金など詳しくは、[千葉市 駐輪場](#)

問市役所コールセンター ☎245-4894 FAX248-4894

自転車政策課 ☎245-5149 FAX245-5591

固定資産税（家屋）の減額措置

長期にわたり使用できる住宅（認定長期優良住宅）を新築した場合、申告により固定資産税（家屋）の減額措置が受けられます。

主な要件 2020年1月2日～2021年1月1日に新築された認定長期優良住宅で、居住部分の床面積が建物全体の2分の1以上あり、50平方メートル以上280平方メートル以下であること

減額割合 2分の1（120平方メートル相当分まで）

減額期間 5年間（3階建以上の耐火構造住宅などは7年間）

申告先 2月1日(月)までに、当該住宅の所在地を管轄する市税事務所資産税課へ。

認定要件や必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

問市税事務所資産税課

東部（中央・若葉・緑区）☎233-8145 FAX233-8376

西部（花見川・稲毛・美浜区）☎270-3145 FAX270-3227

償却資産の申告はお早めに！

償却資産の所有者には、資産の内容を申告する義務があります。

対象 1月1日現在、市内に事業用の償却資産（建物を除く構築物、機械・装置、自動車税・軽自動車税が課税されない車両・運搬具、工具・器具・備品など）を所有している方

申告先 2月1日(月)までに、東部市税事務所法人課へ。

*電子申告もできます。詳しくは、[eLTAX](#)

問東部市税事務所法人課 ☎233-8146 FAX233-8376

所得税の確定申告書の作成相談は予約が必要です

例年、確定申告期間中に区役所の特設会場で所得税の確定申告書の作成相談を行っていますが、今年は新型コロナウイルス感染防止のため、対象者を限定し、予約制で受け付けます。なお、市・県民税申告書の作成相談は例年どおり予約不要です。

日時・会場

日時	会場
2月16日(水)～3月5日(金)の平日 9:00～15:00	中央コミュニティセンター7階
2月16日(水)～3月15日(月)の平日 9:00～15:00	花見川区役所2階、緑区役所3階、美浜区役所4階
3月8日(月)～15日(月)の平日9:00～15:00	都賀コミュニティセンター2階

*今年は、中央・稲毛・若葉区役所では、所得税の確定申告書の作成相談を行いません。

対象 2021年1月1日時点で満65歳以上の方または障害がある方で、公的年金・給与以外の収入がない市内在住の方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ・雑損控除、寄附金控除（ふるさと納税含む）を受ける方
- ・初めて住宅ローン控除を受ける方
- ・2019年以前分を申告する方
- ・亡くなった方や出国する方の代わりに申告をする方

申込方法 1月18日(月)～2月3日(水)の平日9:00～17:00に、電話で申告予約受付センター ☎245-5128へ。

申告書の作成はホームページが便利です

確定申告の申告書は、国税庁のホームページで作成し、郵送で提出できます。詳しくは、[作成コーナー](#)

問市税事務所市民税課

東部（中央・若葉・緑区）☎233-8140 FAX233-8354

西部（花見川・稲毛・美浜区）☎270-3140 FAX270-3227

新成人のための消費生活講座

2022年4月からの成年年齢の引き下げに伴い増加が懸念される18～19歳の契約トラブルに対応するための知識を、お笑いを交えて学びます。Zoomを活用し、オンラインで開催します。

日時 2月13日(土)13:00～15:00

対象 高校生、大学生、高校教員、高校生の保護者など

定員 80人

申込方法 1月31日(日)までにホームページから。

[千葉県生活協同組合連合会](#)

問県生活協同組合連合会 ☎224-7753 FAX225-3459

防災普及車(起震車)の利用者募集

地震や煙などの体験を通じて、いざという時に身の安全を守る方法を学ぶ、防災普及車（起震車）の利用者を募集します。

利用日時 4～7月で希望する日の午前または午後

対象 市内の町内自治会・防災会や事業所など

申込方法 1月31日(日)必着。往復はがき（1団体1通）に必要事項のほか、団体名、担当者名を明記して、〒261-0004美浜区高洲4-1-16千葉市防災普及公社へ。ホームページからも可。

注意事項 利用場所は市内のみ、営利目的の利用は不可。

詳しくは、[千葉市 防災普及車](#)

問防災普及公社 ☎248-5378 FAX248-7748